

## 二 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
	3月未満	57	57	57	53	49

16	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
18	12月以上	65	65	65	61	57
	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
19	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
20	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
	3月未満	73	73	73	69	65
21	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
22	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
23	12月以上	81	81	81	77	73
	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
24	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77
	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
25	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
	3月未満		89	89	85	
26	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
27	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
28	12月以上		97	97	93	
	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
29	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
30	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
	3月未満		105	105		
31	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
32	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
33	12月以上			113		
	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
34	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		
	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		

参考資料

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)

第六条 略

255 略

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

改 正 前

(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)

第六条 略

255 略

6 職員が現に受けている号給を受けるに至つた時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給に昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、これらの給料月額を受けている職員で、

8 五十五歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項の適用については、同項中「四号給(その職務の級が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給

与条例」という。)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、「三号給」とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第六項から前項までに規定するものほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

12 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額)  
第六条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。)により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除

その給料月額を受けるに至つた時から二十四月(その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては、十月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

9 五十五歳に達した職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後は昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

10 第六項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額)  
第六条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。)により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除

<p>して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(復職時等における給料月額調整)</p> <p>第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。)にあつては、六</p>	<p>して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(復職時等における給料月額調整)</p> <p>第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整(昇給期間の短縮を含む。)することができる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の十級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特</p>	<p>月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級以上である職員で人事委員会規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表ことに人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が四級以上である職員で人事委員会規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表ことに人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
---	--	--	--

<p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員      当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 略</p> <p>三 五 略</p>	<p>改正後</p> <p>附則 1・2 略</p>	<p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員      当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 略</p> <p>三 五 略</p>	<p>改正前</p> <p>附則 1・2 略      3 平成十三年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。</p> <p>4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会</p>
---	--------------------------------	---	---

附則第十条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

<p>規則で定める職員については、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第六条第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。</p> <p>5 7 略</p>	<p>佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十七年十二月十九日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>◎佐賀県条例第七十六号</p> <p>佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。</p> <p>第三条第一項を次のように改める。</p> <p>兼務職員の特殊勤務手当は、昼間部授業を本務として担当する職員が夜間部授業に従事したとき、又は夜間部授業を本務として担当する職員が昼間部授業に従事したときに支給する。</p>
---	--

第三条第二項中「別表第一に定める額」を「授業一時間につき千三百十円」に改め、同条を第四条とする。

第二条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員をいう。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条第一項第四号中「ある日に」の下に「二時間以上」を加え、同条第二項第一号中「二千円」を「三千二百円(被害が特に甚大な非常災害(人事委員会規則で定めるものに限り)の際に、心身に著しい負担を与える人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」に改め、同項第二号中「千五百円」を「三千円」に改め、同項第四号中「千二百円」の下に「以内で人事委員会規則で定める額」を加え、同条を第八条とし、第十条及び第十一条を削り、第十二条を第九条とする。

第十三条第二項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

第十五条第一項中「別表第二から別表第四まで」を「別表第一から別表第三まで」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第十二条とし、第十六条を第十三条とする。

第十七条第二項中「第三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の」を削り、「翌月の給料の支給定日に」の下に「へき地手当は給料の支

給定日に」を加え、同条を第十四条とする。

第十七条の二中「第十三条から第十六条まで」を「第十条から第十三条まで」に改め、同条を第十五条とし、第十八条を第十六条とする。

別表第一を削る。

別表第二中「(第十三条関係)」を「(第十条関係)」に、

藤津郡太良町 太良町立多良小学校三里分校

藤津郡嬉野町 嬉野町立大野原小学校

藤津郡嬉野町 嬉野町立大野原中学校

嬉野市 嬉野市立大野原小学校

嬉野市 嬉野市立大野原中学校

藤津郡太良町 太良町立多良小学校三里分校

神埼郡東脊振村 東脊振村立小川内小学校

神埼郡吉野ヶ里町 吉野ヶ里町立小川内小学校

同表を別表第一とする。

別表第三中「(第十三条関係)」を「(第十条関係)」に、

佐賀市 三瀬村学校給食共同調理場

を

に改め、

を

に、

を